



2025年10月29日
AIST-IDEA公開講演会

サステナビリティ開示基準とScope3情報開示の動向
～バリューチェーン開示への拡張～

Co-Create Frontier 菊池勝也

自己紹介

氏名: 菊池 勝也 Co-Create Frontier LLC 代表

略歴: 1989年大和証券投資信託委託(現大和アセットマネジメント)入社。2013年まで約20年株式運用部門に所属しファンドマネージャーを務める。主として成長株ファンドやSRIファンドを担当。2013年に調査部へ異動し金融・医薬品セクターなどをカバーする。調査部長を経てスチュワードシップ活動を担当。2019年に東京海上アセットマネジメントへ入社し マルチアセットの責任投資を統括。2025年4月に企業と投資家による価値共創のサポートを目指し起業。

著作: 「『対話』による価値創造 ESG・統合報告・資本コストをめぐる企業と投資家の協創」(2021年 日本経済新聞出版)
「市場構造改革と今後の期待 -投資家の視点から-」(2022年 旬刊商事法務4月5日号)
「2022年コーポレートガバナンスの現在地 「資本コスト」再考」(2022年 旬刊商事法務9月5日号)
「現代ビジネスエシックスと企業価値向上」(2023年 金融財政事情研究会:共著)
「変革期を迎えた企業情報開示と今後への期待」(2023年 月刊資本市場3月号)
「サステナビリティ情報開示ハンドブック」(2023年 日本経済新聞出版:共著)
「Scope1・2・3開示ファーストステップ 利用者からみた開示の現状と期待する効果」(2024年 企業会計2月号)
「四半期開示見直し後の情報開示の現状と課題」(2024年 旬刊商事法務12月15日号)
「機関投資家によるスチュワードシップの実践と展望」(2025年 同文館出版:共著)
「金融・資本市場における経験としての学びー比較・相対化の技法ー」(金融・資本市場リサーチ 2025年11月号)

委員等: 財務会計基準機構(FASF) 「サステナビリティ基準委員会(SSBJ)」(2025年3月末退任)
経済産業省 「持続的成長への競争力とインセンティブ~企業と投資家の望ましい関係構築~」(伊藤レポート)
経済産業省 「なでしこ銘柄」選定委員
経済産業省 「SX銘柄」選定委員
金融庁 「(有価証券報告書)記述情報の開示の好事例に関する勉強会」
金融庁 インパクトコンソーシアム 「市場調査・形成分科会」
日本証券アナリスト協会 「サステナビリティ報告研究会」
東京証券取引所 「従属上場会社における少数株主保護の在り方等に関する研究会」

本日お話しすること



**サステナビリティ情報
開示の現在**



**日本における開示
基準と法定化**

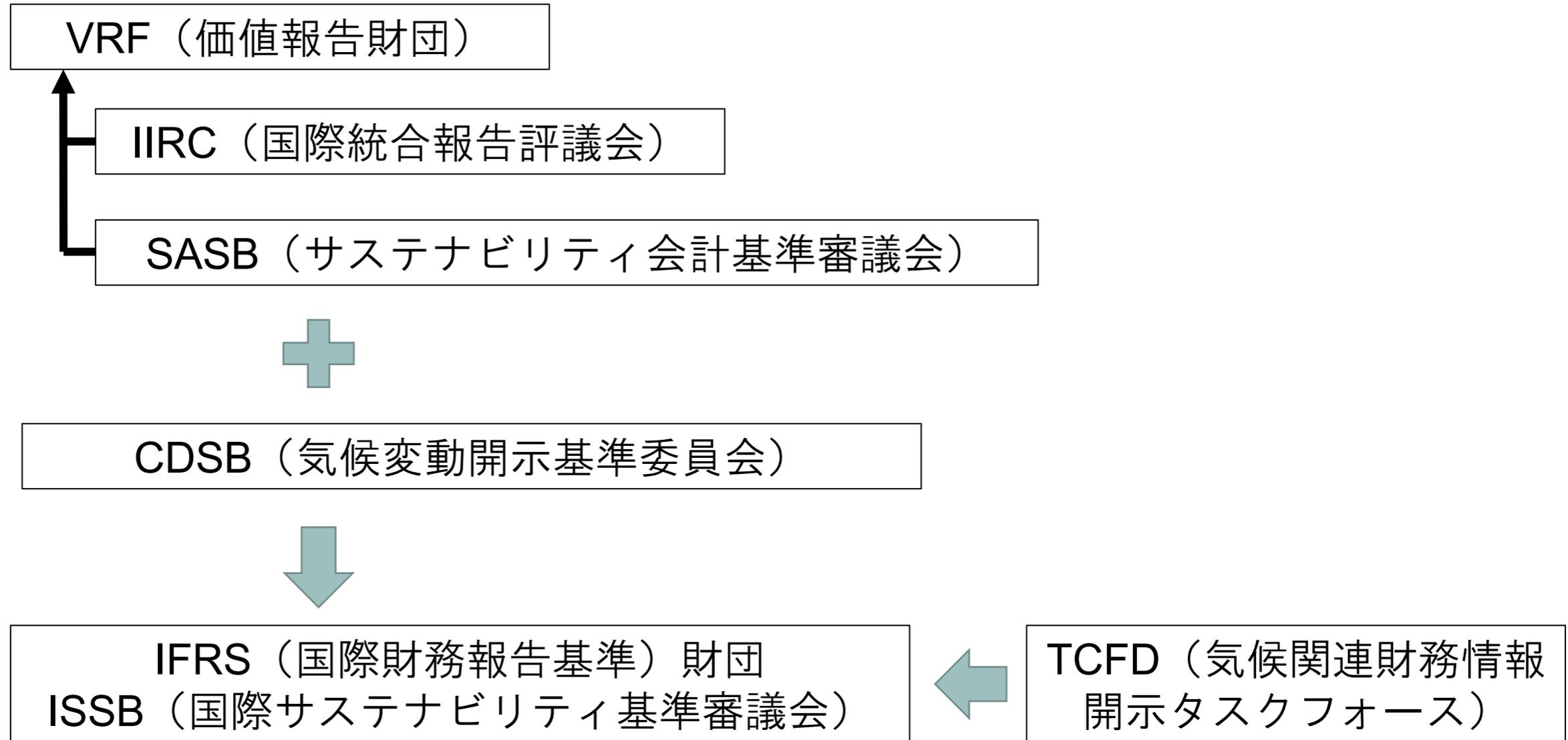


**気候基準
GHG情報開示**

【サステナビリティ情報開示の現在】

- ISSB・SSBJの体制
- フレームワークの活用状況
- 海外動向

基準策定主体の動向（脱アルファベットスープ）



サステナビリティ開示基準の開発体制

国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) の概要



議長



エマニュエル・ファベル (仏)
(元ダノンCEO)

理事

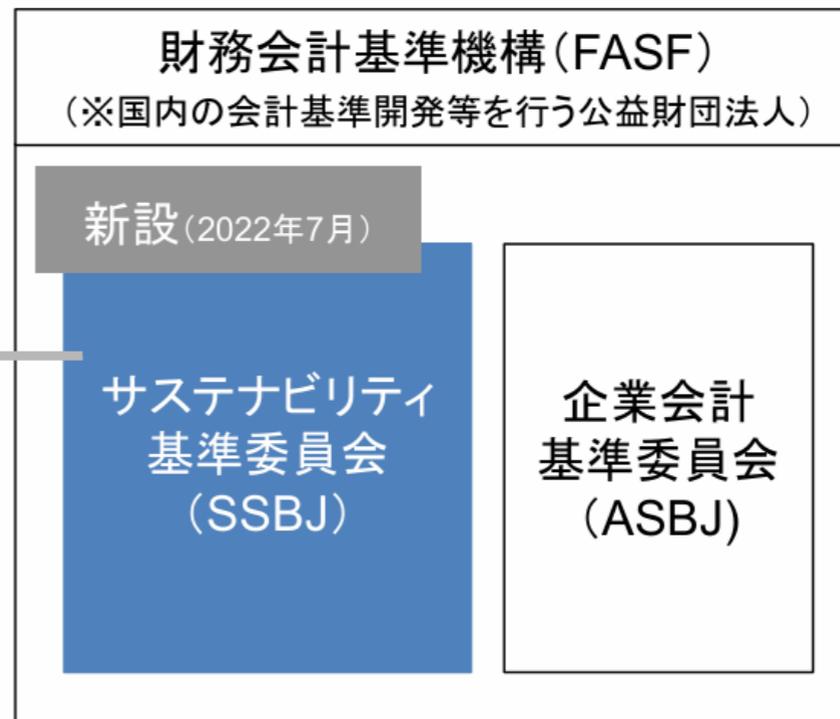


小森 博司 (日本)
(元GPIF市場運用部次長)

※議長1名・副議長2名のほかに、日本人1名(小森博司氏)を含む11名の理事が就任

(出所)エマニュエル・ファベル氏、小森博司氏の顔写真はIFRS財団ホームページから掲載
copyright@CCfrontier

日本における基準開発及び意見発信



(出所:金融庁)

ISSBの状況

ISSB基準(2023年6月公表、24年1月より適用)

IFRS S1号 : 包括的な基準

「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」

IFRS S2号 : 気候変動

「気候関連開示」

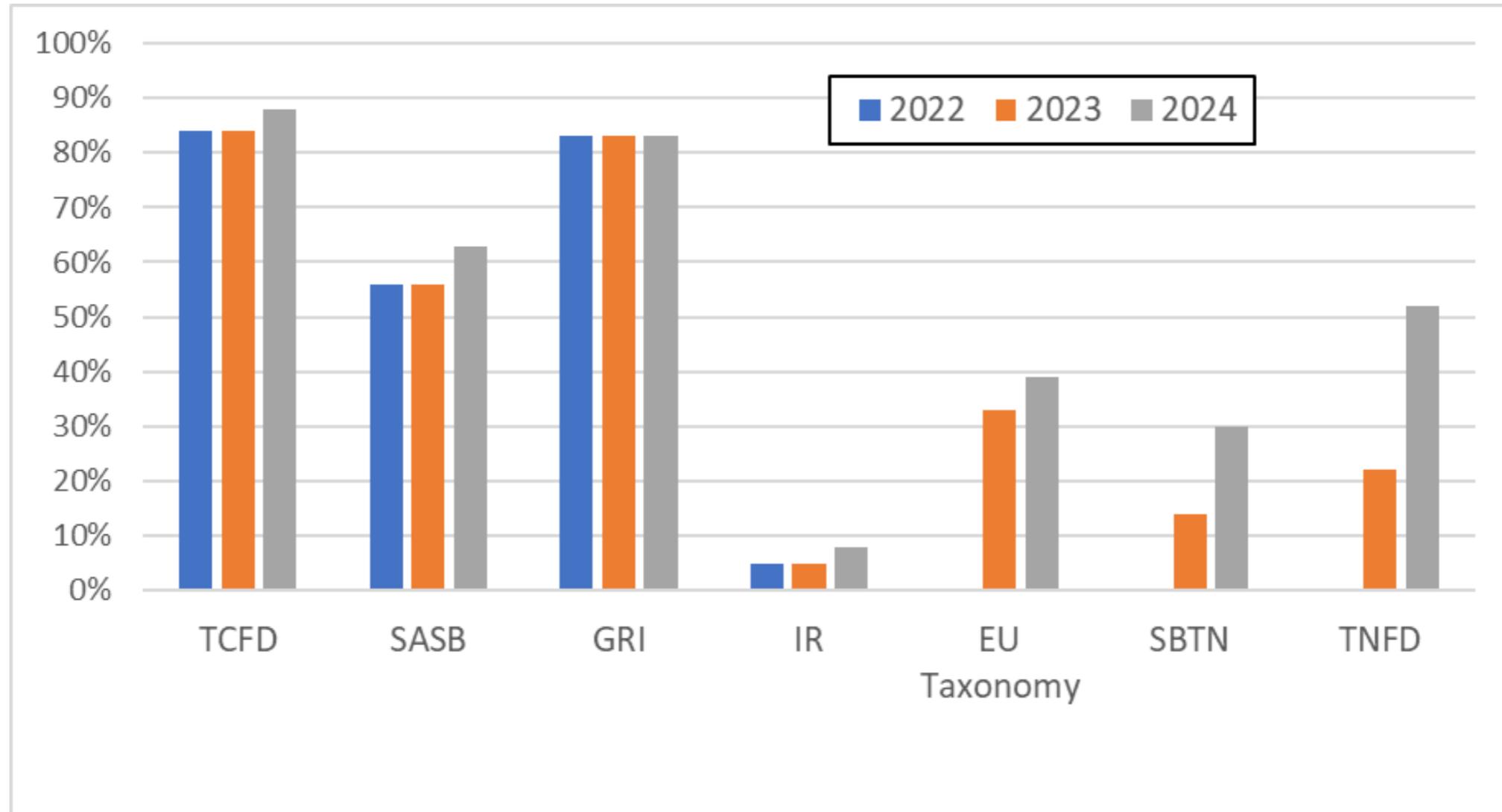
2025年4月: 一部修正の公開草案公表

(ファイナンスド・エミッションなど)

IFRS S3～号 : 生物多様性・人的資本のリーサーチプロジェクト進行中
基準化する場合、公開草案は2026年以降か？

フレームワーク・スタンダードの活用状況

TNFDが急上昇。TCFD・SASBがISSBIに統合されたことで今後の変化に注目



(参考) 欧州の状況(域内市場上場企業への適用開始)

- 2025年よりEU域内上場企業のCSRD開示が始まる
- 限定的保証がついた開示の実例⇒重要な参考資料
- 国内法の整備が遅れており、EU域内でも混乱
(2024年9月26日のEU委員会からのリリースでは、ドイツ、オランダ、スペインなど17か国が未完了)

(参考)ドラギレポート(2024年9月)の問題提起

開示やデューデリが重荷になっているとの指摘が公式になされる

The EU's sustainability reporting and due diligence framework is a major source of regulatory burden, magnified by a **lack of guidance** to facilitate the application of complex rules and to clarify the interaction between various pieces of legislation. The goal of this framework is to strengthen rules concerning the social and environmental information that companies have to report. This entails a major compliance cost for companies in the EU, ranging from EUR 150,000 for non-listed undertakings to EUR 1 million for listed ones. Moreover, risks of **overcompliance (e.g. over-reporting)** exist across the value chain. Reasons for this currently include unclear definitions and requirements, for instance concerning the application of the 'do no significant harm' principle within the EU taxonomy and its alignment with the related assessment for the EU budget; **burdensome and potentially overlapping methodologies** for emissions accounting between the eco-design for sustainable products regulation, the ETS and the product environmental footprint; and unharmonised timelines for different but related reporting requirements.

Further changes in this framework, including sector-specific reporting standards required by the CSRD, may raise compliance costs.

(出所: The future of European competitiveness PartB; 赤字菊池)

(参考) 開示規則簡素化の動き

「ドラギレポート」を受け(?)、開示規制に関する動きが急展開しているが、賛否の動きが交錯しており、見直し内容・実効性など不透明要素は多い。

2024年11月 EU理事会「ブタペスト宣言」採択

Key objectives to be implemented by the Commission without delay include making concrete proposals on **reducing reporting requirements by at least 25 %** in the first half of 2025

欧州委員会において、EUタクソノミー、CSRD、CSDDD(デューデリジェンス指令)などの重複整理が早急に検討される見込み

2025年2月 オムニバス法案

(参考)オムニバス法案

- オムニバス法案では、EU域内企業については、適用対象企業の従業員人数や売上高の閾値を引き上げ、報告義務の適用を延期。
- しかし、EU域外企業の対象は250人のままである。

適用対象企業

		改正案	現行：EU上場企業以外の大会社の場合
EU域内企業 (例：EU域内子会社)	連結	<ul style="list-style-type: none"> 平均従業員1,000人超 かつ 売上高5,000万ユーロ超 または 総資産2,500万ユーロ超 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模グループ（売上高5,000万ユーロ、総資産2,500万ユーロ、従業員数250人の3つのうち2つを超える）
	単体	<ul style="list-style-type: none"> 平均従業員1,000人超 かつ 売上高5,000万ユーロ超 または 総資産2,500万ユーロ超 	<ul style="list-style-type: none"> 大会社（売上高5,000万ユーロ、総資産2,500万ユーロ、従業員数250人の3つのうち2つを超える）
EU域外企業 (例：日本の親会社)	連結	<ul style="list-style-type: none"> EU域内 売上高 4億5,000万ユーロ超かつ EU域内に大会社であるEU子会社あり（売上高5,000万ユーロ、総資産2,500万ユーロ、従業員数250人の3つのうち2つを超える） または域内にEU支店あり（売上高5,000万ユーロ超え） 	<ul style="list-style-type: none"> EU域内 売上高 1億5,000万ユーロ超かつ EU域内に大会社であるEU子会社あり（売上高5,000万ユーロ、総資産2,500万ユーロ、従業員数250人の3つのうち2つを超える） または域内にEU支店あり（売上高4,000万ユーロ超え）

適用対象時期

		改正案	現行：EU上場企業以外の大会社の場合
EU域内企業 (例：EU域内子会社)	連結	2027年 1月1日以降に開始する事業年度 (12月決算企業であれば27年12月期開示)	2025年 1月1日以降に開始する事業年度 (12月決算企業であれば25年12月期開示)
	単体	2027年 1月1日以降に開始する事業年度	2025年 1月1日以降に開始する事業年度
EU域外企業 (例：日本の親会社)	連結	2028年1月1日以降に開始する事業年度 (12月決算企業であれば28年12月期開示)	2028年1月1日以降に開始する事業年度 (12月決算企業であれば28年12月期開示)

(出典) European Commission "Commission simplifies rules on sustainability and EU investments, delivering over €6 billion in administrative relief" https://finance.ec.europa.eu/publications/commission-simplifies-rules-sustainability-and-eu-investments-delivering-over-eu6-billion_en

2:

(出所：経済産業省「欧州サステナビリティ報告に関するワーキング・グループ」)

(参考) Paul S. Atkins SEC議長が欧州に厳しい発言

2025年9月10日 OECDラウンドテーブル(於パリ)

CSRDのダブルマテリアリティに対し批判

Indeed, as Europe seeks to promote its capital markets by attracting more companies and investment, **it should focus on reducing unnecessary reporting burdens on issuers rather than pursuing ends that are unrelated to the economic success of companies and to the well-being of their shareholders.** (赤字: 菊池)

出所: [SEC.gov | Keynote Address at the Inaugural OECD Roundtable on Global Financial Markets](https://www.sec.gov/news/record/detail/3443277)

【日本における開示基準と法定化】

- 開示制度の流れ
- 法定化の意味
- 有報にサステナビリティ情報が入る意味
- 開示基準のポイント

第2の会計ビッグバン

会計ビッグバン(2000年前後)による主な変化

- ① 時価会計
- ② 退職給付会計
- ③ 連結会計

狙い: 国際化・透明化・企業のバウンダリーの拡張

第2の会計ビッグバン(現在)における変化

- ① バリューチェーン
- ② 見えない資産・資本

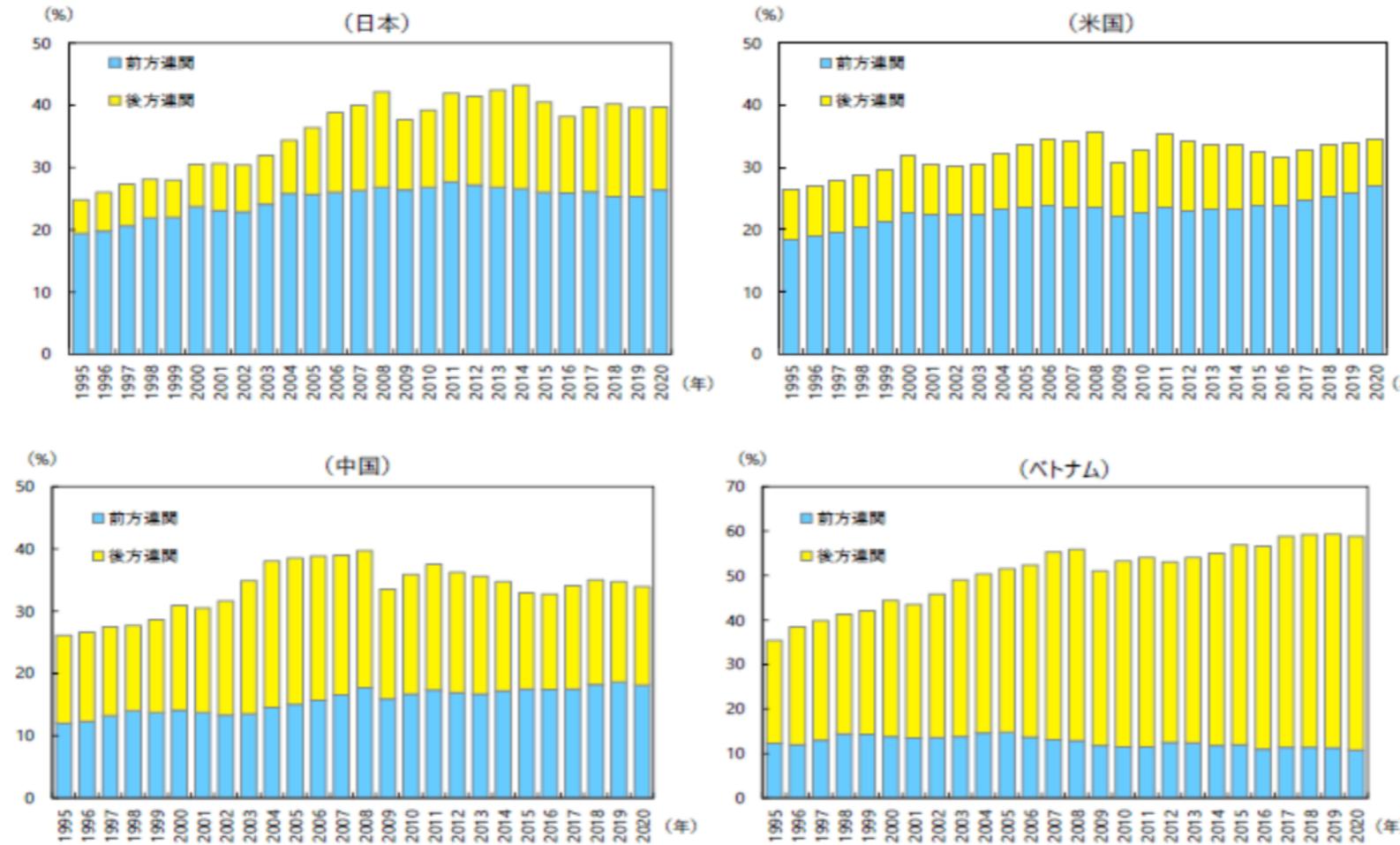
狙い: 国際化・価値創造力やリスク対応力の可視化
企業バウンダリーの更なる拡張

何が変わるのか

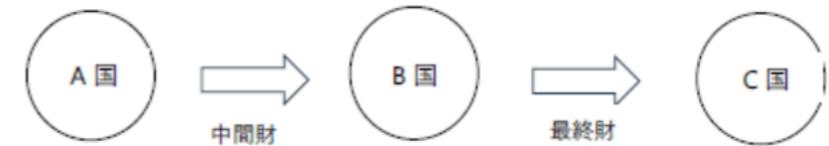
	会計ビッグバン以前	会計ビッグバン	現在
グローバル化	企業会計原則 をもとに発展	会計基準 (4つの基準)	サステナビリティ基準
企業バウンダリー	単体	連結	バリュー（サプライ） チェーン
バランスシート	簿価	時価	見えない資産の可視化 (オンバラ化は今後の議論)

バウンダリー：グローバルバリューチェーンへの参加状況

第 I-3-1-11図 主要国のグローバル・バリューチェーンへの参加



グローバル・バリューチェーンへの前方参加・後方参加
 (上流) (下流)
 A国の立場： 前方参加
 B国の立場： 後方参加



備考：OECD TiVAにおける前方・後方参加指数の定義は次のとおり。

前方参加指数 = 他国の総輸出における自国の付加価値 / 自国の総輸出

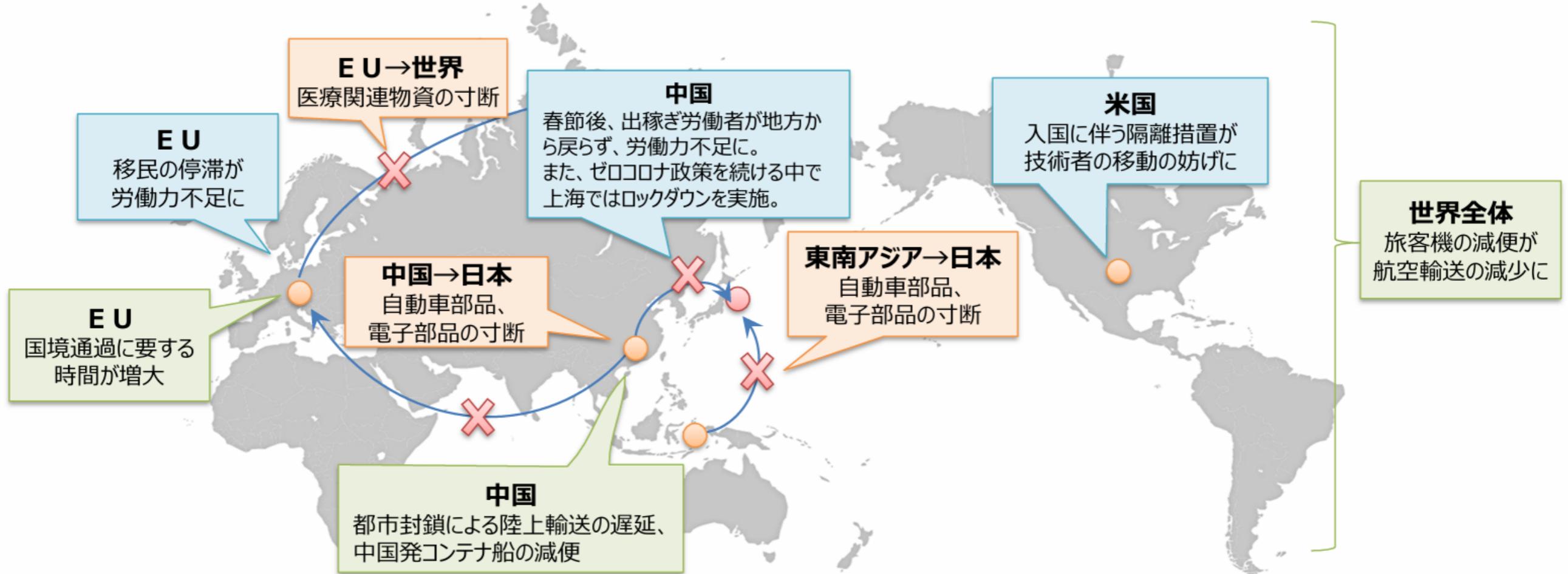
後方参加指数 = 自国の総輸出における他国の付加価値 / 自国の総輸出

資料：OECD TiVA から作成。

(出所：経済産業省「通商白書2024」)

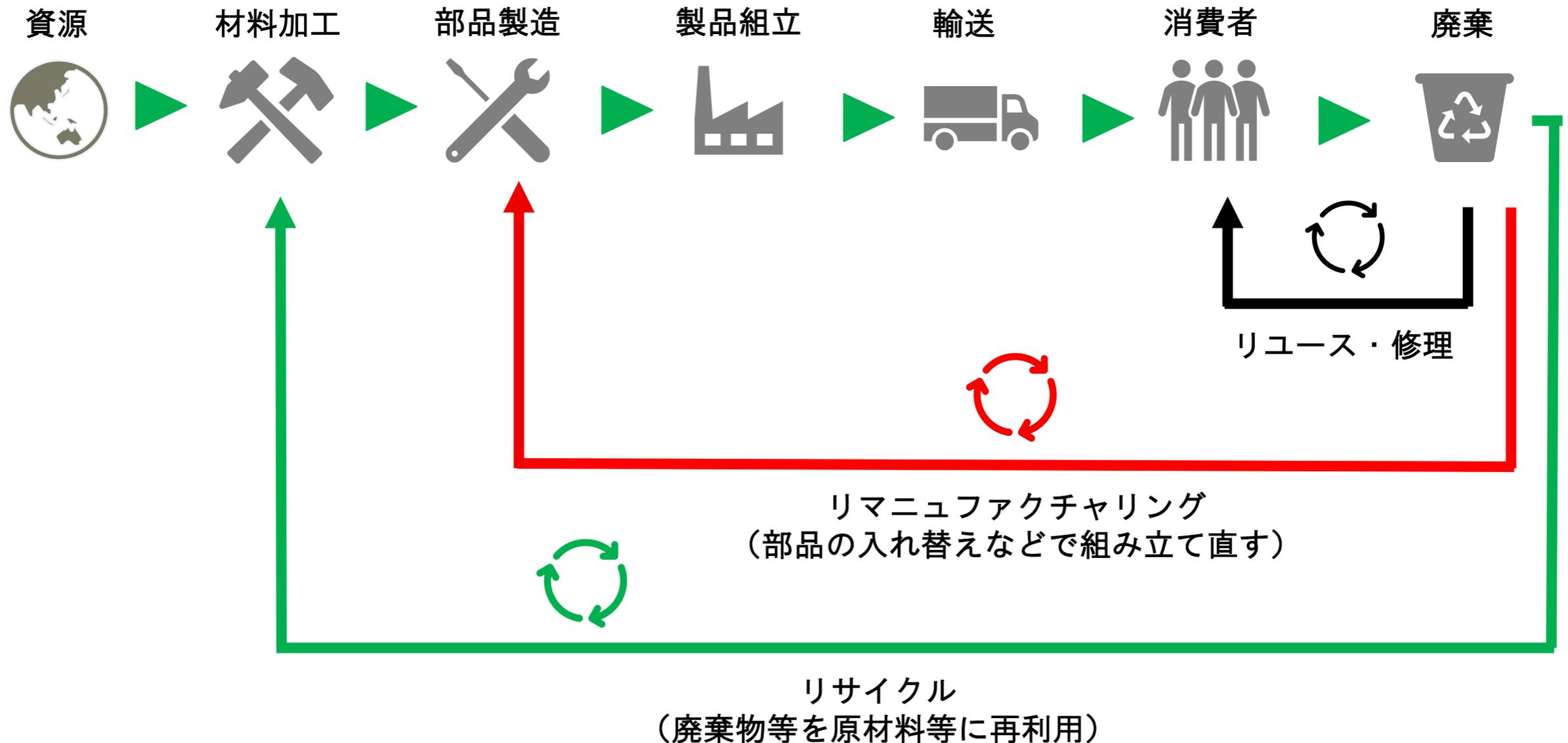
バウンダリー: リスクの実例

新型コロナウイルスを受けたサプライチェーンの寸断の一例



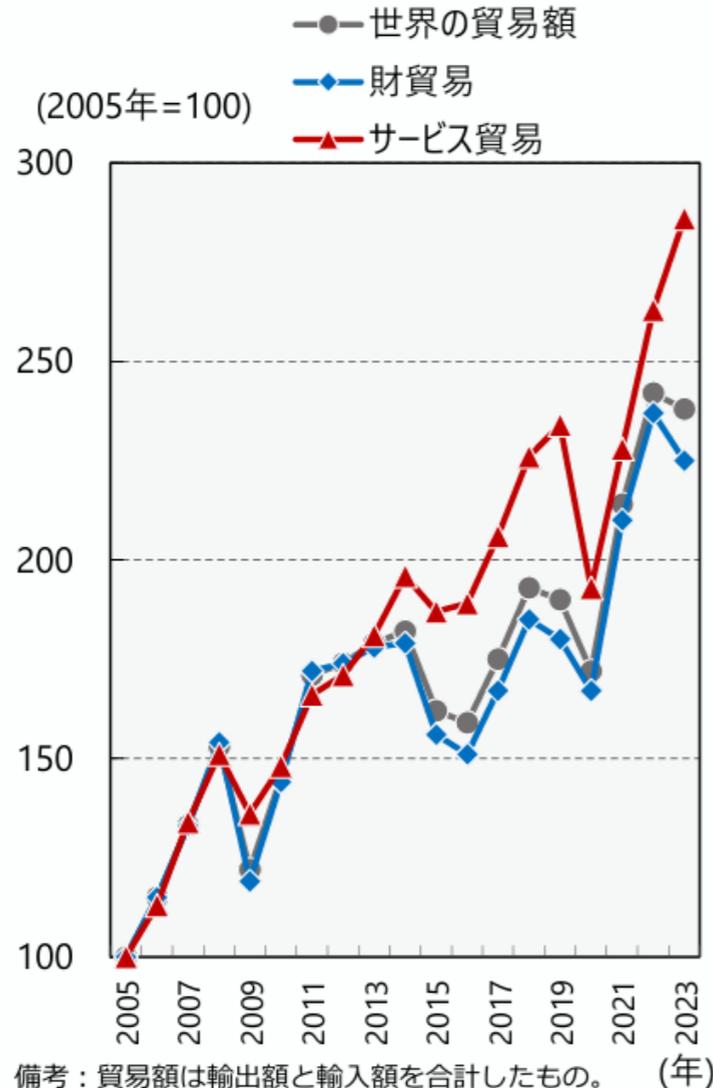
(資料) GlobalTradeAlert、独立行政法人日本貿易振興機構「地域・分析レポート」、内閣府「景気ウォッチャー調査」、Sixfold、Baldwin「Supplychaincontagionwaves:Thinkingaheadonmanufacturing'contagionandreinfection'fromtheCOVIDconcussion」

バウンダリー:リマニュファクチャリング



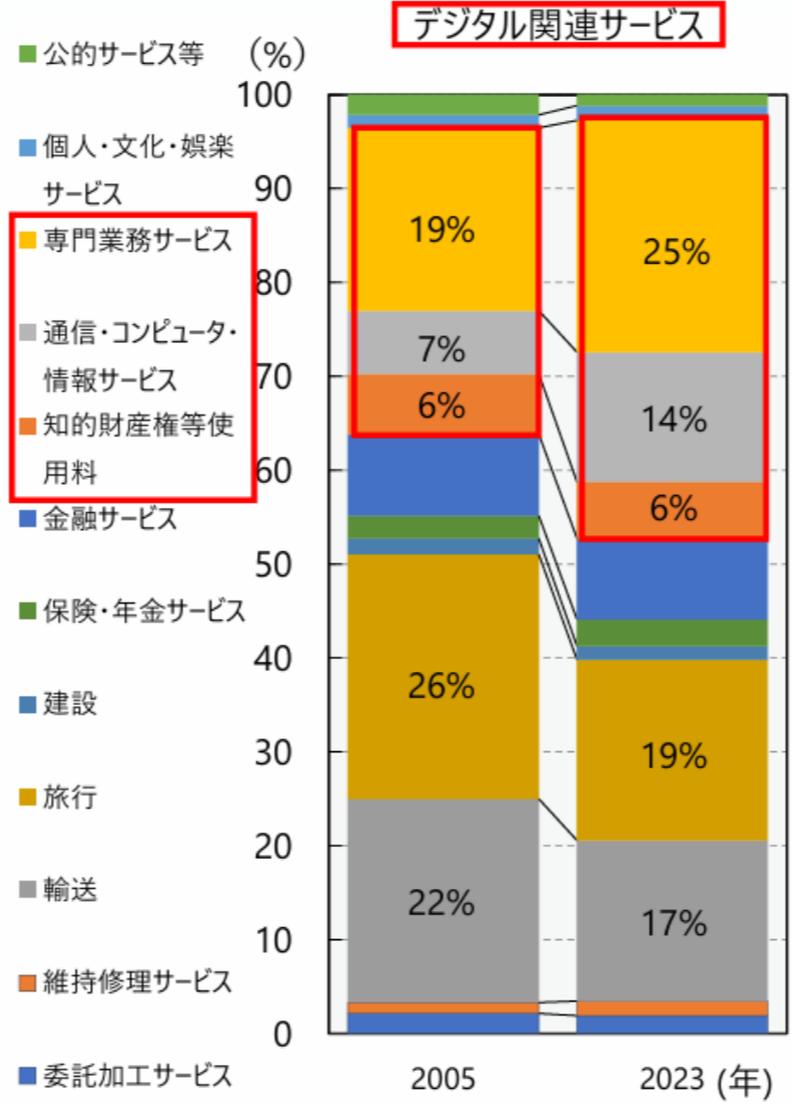
バウンダリー：非製造もグローバル化

世界の財・サービス貿易



備考：貿易額は輸出額と輸入額を合計したもの。
資料：WTO Trade in commercial services、Merchandise trade valuesから作成。

世界のサービス輸出構成



備考：その他業務サービスを「専門業務サービス」と呼んでいる。
資料：WTO Trade in commercial servicesから作成。

サービス貿易は、財貿易を上回る伸びを示している。

けん引役はデジタル関連サービス

バウンダリー:まとめ

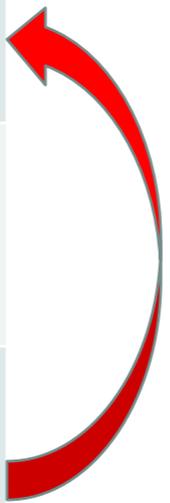
- 企業のバウンダリーがバリューチェーンに(Scope3の議論)
- 特に日本はグローバルバリューチェーンで価値創造を目指す企業が多いため、積極的な戦略と開示が期待される
- 3Rからサーキュラーエコノミーへの動きにも留意
- 開示の法定化は時価総額の大きな企業から始まるが、バリューチェーンという文脈ではすべての企業が取り組む(意識する)必要

企業情報開示の種類

種類	根拠・趣旨・目的	開示方法	主な媒体等
法定開示	<ul style="list-style-type: none">・金融商品取引法や会社法・投資家保護	EDINET(金融庁)	有価証券報告書 臨時報告書
適時開示	<ul style="list-style-type: none">・有価証券上場規程や施行規則・決定事項、発生事実、決算情報	TDnet(取引所)	決算短信 業績予想修正
任意開示	<ul style="list-style-type: none">・各種ガイドライン(例:GRI・TCFD)・幅広いステークホルダー	TDnet、プレスリリース、HP	統合報告書 サステナビリティ報告書 サステナビリティデータ集

サステナビリティ情報の位置

種類	主な媒体	サステナビリティ情報
法定開示	有価証券報告書 臨時報告書	有価証券報告書の記述 情報
適時開示	決算短信 業績予想修正	
任意開示	統合報告書 サステナビリティ報 告書 サステナビリティ データ集	現在の主たる開示場所

- 
- ・法定開示への移行
 - ・グローバルに進む
基準開発

法定開示化のスケジュール案



(注)時価総額に応じた適用社数とカバレッジ(Bloomberg Finance L.P.及びJPX公表統計の2025年3月末時点の情報から作成)。

セーフハーバー規則の適用範囲案

Scope3の算定は、セーフハーバーの対象となる公算

将来情報

- 有価証券報告書の作成時点からみて将来に関する情報であって、作成時点において金額、数量、事象の発生の有無等が確定していないものとする。
- 有価証券報告書の「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」(MD&A)等に含まれる**将来の業績予想等についてはセーフハーバーの対象となるが**、財務数値を活用した上で当期中の業績を分析する部分については過去情報であり、対象外となる。

(注2) 米国の将来情報に係るセーフハーバー・ルールは、企業の商品・サービスを含む将来の事業のための経営の計画・目的の説明や、将来の経済的パフォーマンスに関する記述も対象としている。

統制の及ばない第三者から入手した情報

- **子会社や関連会社を除く第三者から取得した情報に基づき開示される情報**とする。
- データプロバイダーから取得した情報についても、企業においてその情報の正確性を検証することは困難であり、企業にとって不確実性が高いと考えられるため、セーフハーバーの対象とする。

(注3) データプロバイダーとは、例えば、Scope3GHG排出量の測定における2次データ(バリューチェーン内の特定の活動から直接入手されないデータ)として業界平均、統計データなどを報告企業に提供する者を想定。

見積り情報

- **不確実性のある数値について、入手可能な情報を基に合理的な数値を算出することとする。**
- 一般に不確実性のあると考えられる情報をセーフハーバーの対象とするとの考え方から、**過去情報であっても、見積り情報である限り対象とする。**
- 引当金の金額等、財務諸表に記載される情報が非財務情報の項目に記載されていた場合、**財務諸表に密接に関連する情報として、セーフハーバーの対象外とする**(「主要な経営指標の推移」等も同様)。

SSBJ基準のスケジュール

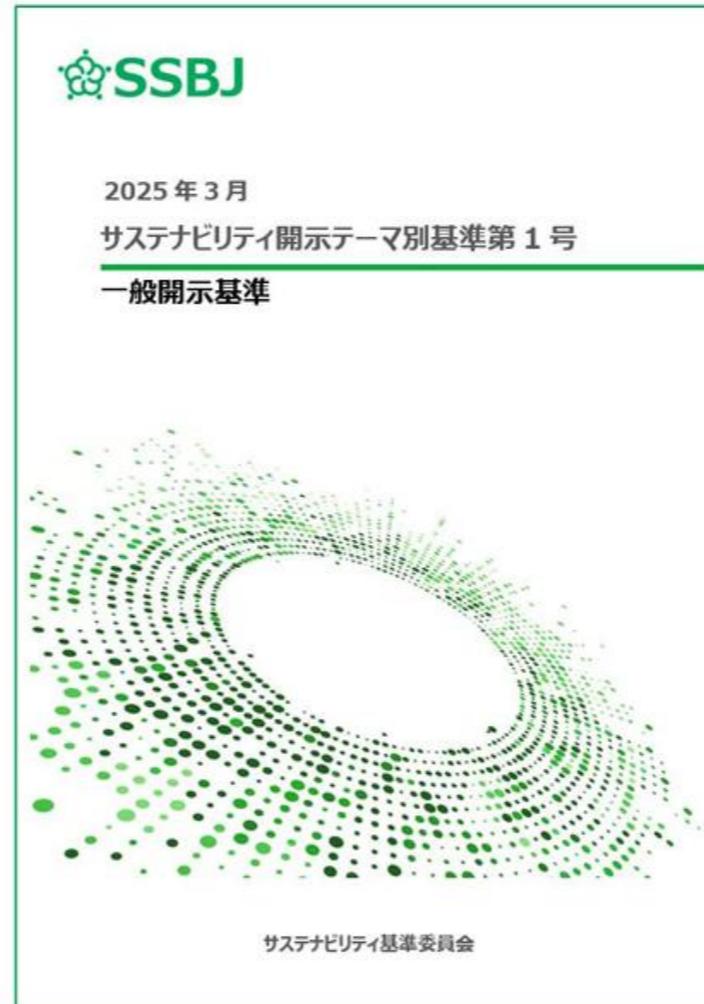
1. 公開草案
2024年3月29日公表
2. パブコメ期間
2024年7月末まで
3. 公開草案（「指標の報告のための算定期間に関する再提案」）
2024年11月29日公表
4. 再提案に対するパブコメ期間
2025年1月10日まで
5. 確定基準
2025年3月5日公表

SSBJ基準

適用基準



一般基準



気候基準



SSBJ基準を理解するための基本概念

1.SSBJの基本方針

我が国におけるサステナビリティ開示基準は、**投資家が意思決定を行う際に有用な**、企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する開示項目を定めることを基本的な考え方とする。サステナビリティ関連財務情報は、**企業の一般目的財務報告の一部として開示される**ものであり、企業が直面するサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報は、企業の財務諸表に含まれる情報を補足し、補完するものである。

2.ISSBとの関係

当委員会は、サステナビリティ開示基準の開発にあたり、国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとするため、**原則として国際的な基準の定めを取り入れる**ものの、すべての定めを無条件で取り入れることはしないこととした。

(出所:サステナビリティ基準委員会:**赤字菊池**)

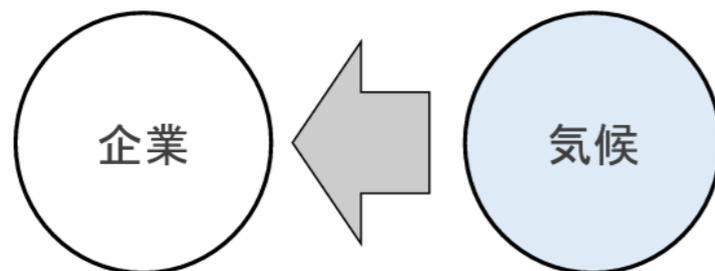
(参考) シングル・マテリアリティ ダブルマテリアリティ

- サステナビリティ開示における重要性(マテリアリティ)については、企業財務における重要性、環境及び社会における重要性、という考え方がある

財務における重要性

- 企業の発展、業績、財政状態等、投資者が意思決定するために必要な範囲の情報を報告(シングルマテリアリティ)
- 報告の主な対象者:
投資者などの財務諸表利用者

例: 気候関連情報

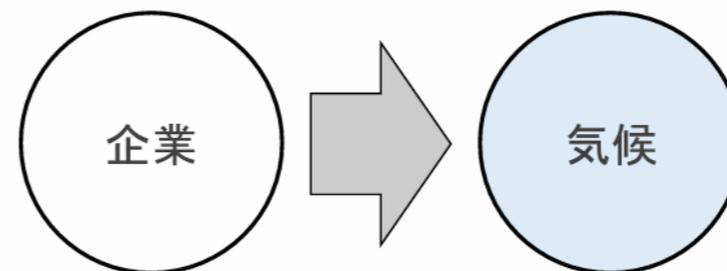


気候変動が企業に与える影響

環境及び社会における重要性

- 左記に加え、企業活動の影響を報告(ダブルマテリアリティ)
- 報告の主な対象者:
投資者に加え、消費者、市民社会、従業員等

例: 気候関連情報



企業が気候変動に与える影響

企業が気候変動に与える影響は財務的にも重要性がある可能性がある

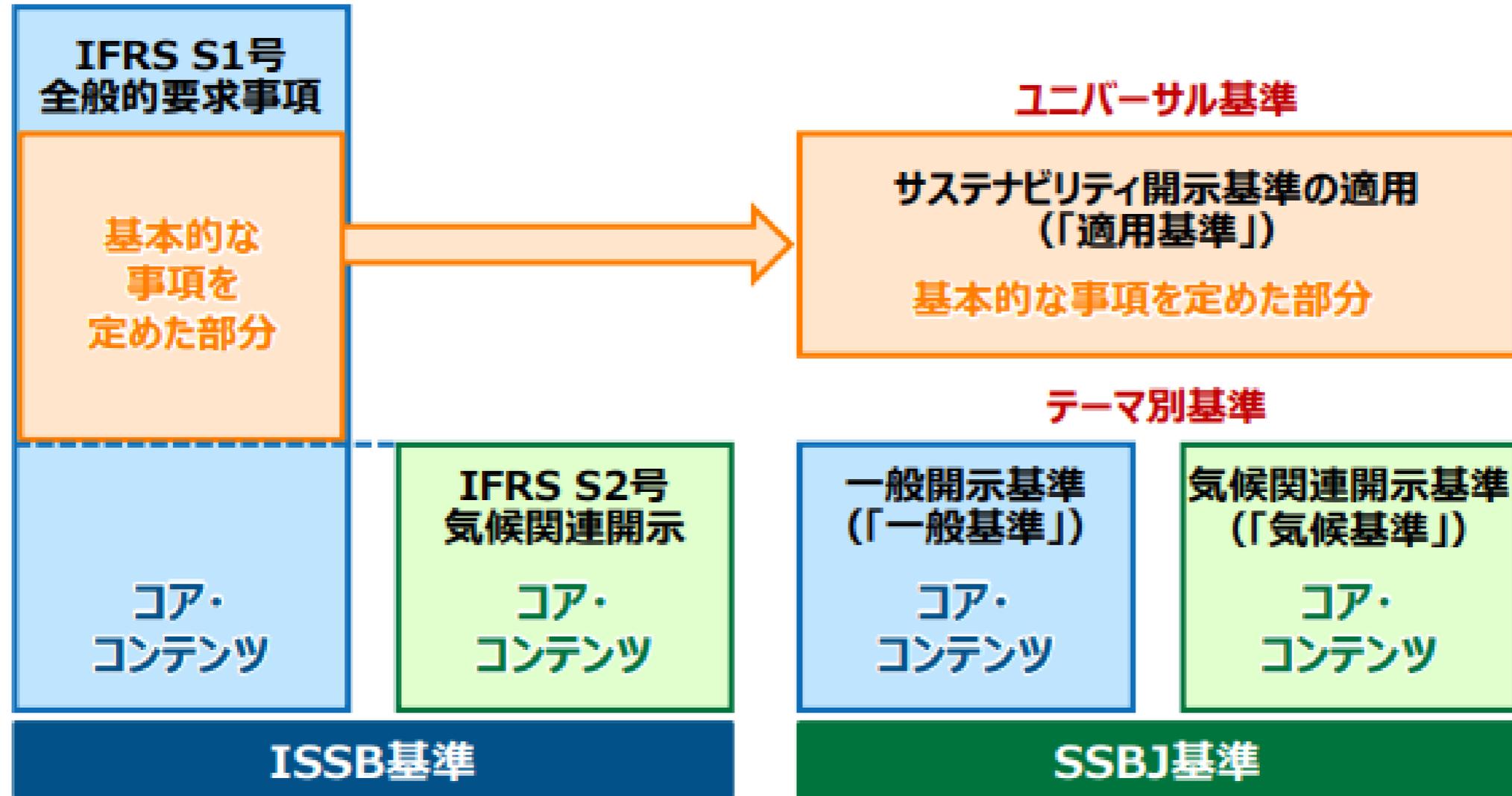
(出所) 欧州委員会「Guidelines on reporting climate-related information」(2019年6月)に基づき金融庁作成

SSBJ基準に関する公表文書

種類	基準の構成	委員会の手続き	注意事項
サステナビリティ開示基準 (SSBJ基準)	○	議決	
補足文書	×	了承	ISSBの教育的資料などの 翻訳
SSBJハンドブック	×	なし	SSBJとしての公式見解で はなく、事務局による資料

(出所:サステナビリティ基準委員会をもとに筆者作成)

SSBJ基準の全体構成



開示でポイントとなる概念と実務

1. 有価証券報告書での対応(コア・コンテンツ)

サステナビリティ開示の「枠」は既に法定化
SSBJ基準は「枠」の中の記載ルール

2. 「つながり」の理解

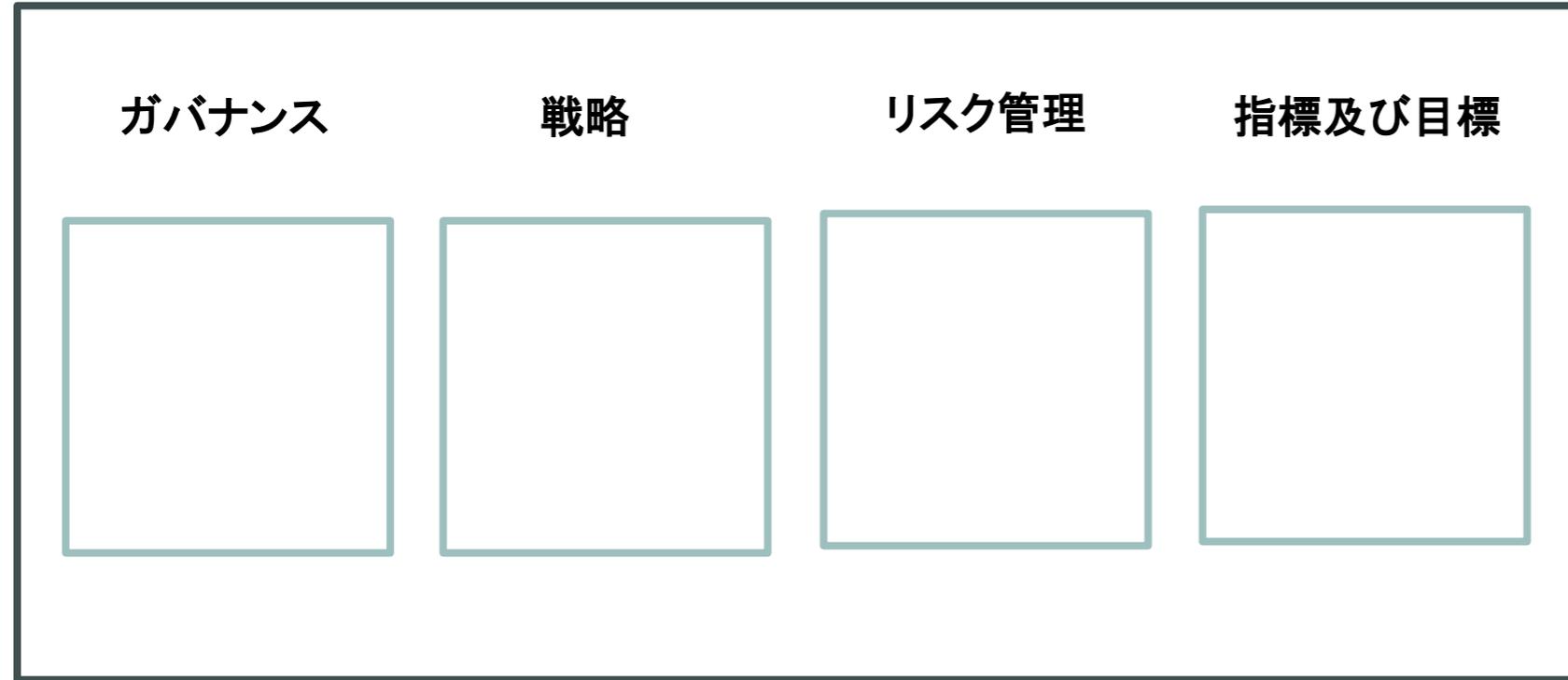
「つながり」は3つ

財務・サステナビリティの「つながり」だけではない

3. リスクと機会の開示

シングルマテリアリティの考え方で識別する必要

有価証券報告書におけるコア・コンテンツ



4つの「枠」はすでに開示ルール化
ガバナンス・リスク管理は全企業が対称

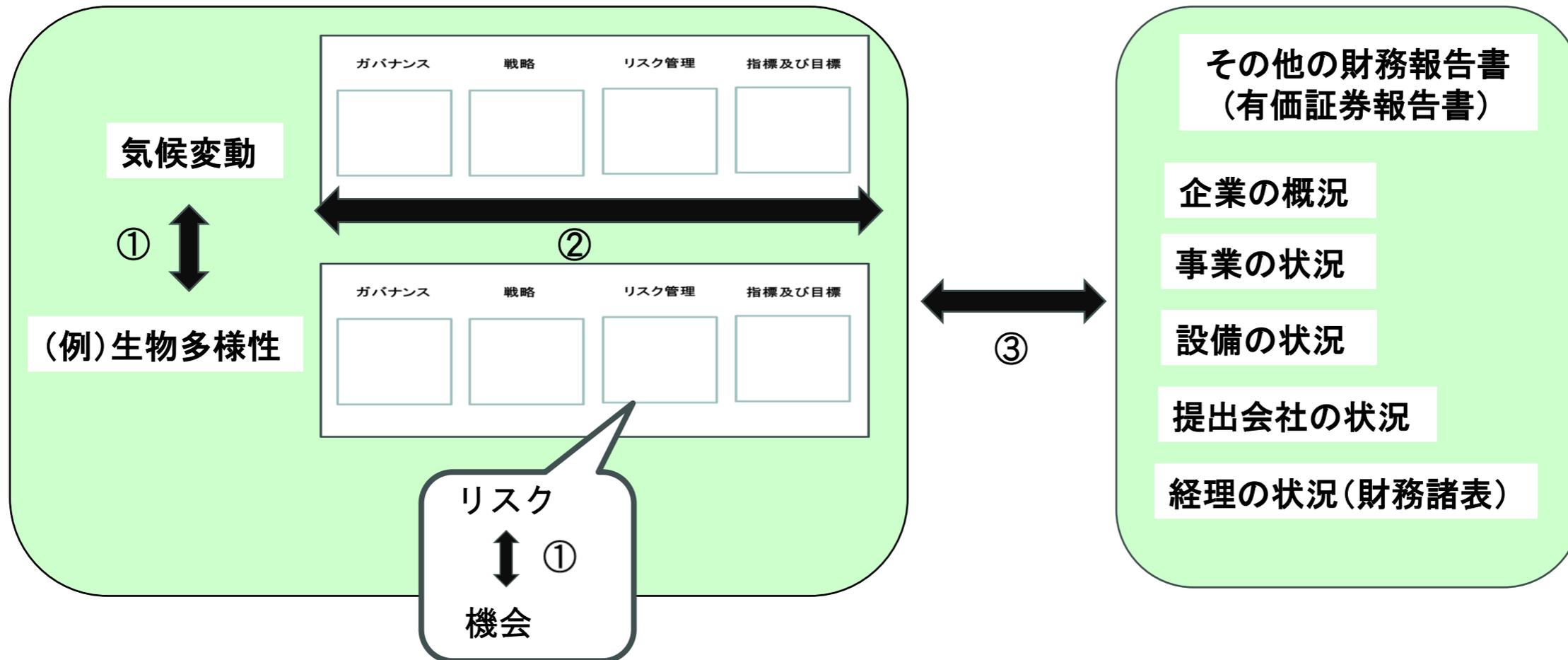
「枠」の中の記載ルール: サステナビリティ開示基準 (SSBJ基準)

基準は公表
強制化は
開示府令

「つながり」概念整理

「つながり」は3つある

- ①情報が関連する項目
- ②サステナビリティ関連財務開示内
- ③サステナビリティ関連財務開示とその他の財務報告書の情報

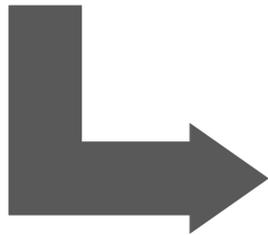


リスクと機会の開示

リスク及び機会の識別プロセスがルール化

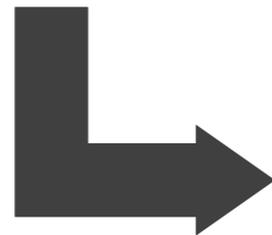
リスク及び機会の識別

- SSBJ基準を適用
- SASBスタンダードの適用可能性を考慮しなければならない
- 参照・適用可能性を考慮できる
CDSBフレームワーク適用ガイダンス・他の基準設定主体の直近の公表文書
同じ産業又は地理的地域において事業を営む企業により識別されたもの



リスク及び機会に関する情報の識別

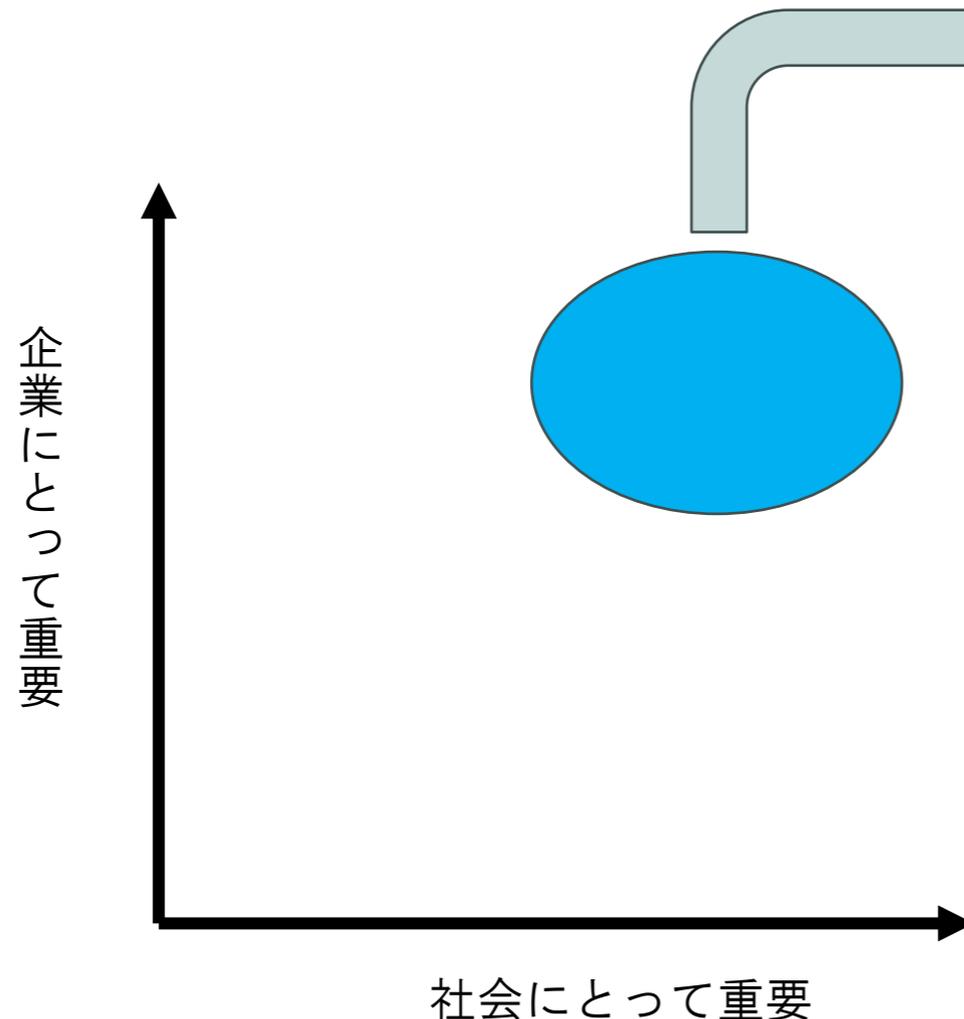
- 「リスク機会の識別」と同様
- 有用かつSSBJ基準に矛盾しない範囲で適用可能性を考慮することができる
GRI基準 ESRS



リスク及び機会の開示

- **重要性**のあるもの
一般目的財務報告書の主要な利用者が行う意思決定に影響を与えると合理的に見込み得るもの

リスクと機会の識別の現状



この識別プロセスは、(今後)有価証券報告書への開示においては不可となる可能性に注意

もともと、基準に従った識別には機械的な開示になるリスク

私見であるが、特に「機会」を基準に従って開示することは論理矛盾

SASBスタンダードの使い方に注意する必要あり

「有報レビュー」で指摘されている項目

リスク及び機会に関する指摘が目立つ:つまりはリスクと機会に関する解像度が低い

主な課題

- 1 サステナビリティ関連のガバナンスに関する記載がない又は不明瞭である
- 2 サステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するための過程に関する記載が不明瞭である
- 3 サステナビリティ関連の機会を識別、評価及び管理するための過程に関する記載がない
- 4 識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に対応する戦略並びに指標及び目標に関する記載がない又は不明瞭である
- 5 サステナビリティ関連のリスク及び機会の記載がない又は不明瞭なため、サステナビリティに関する戦略並びに指標及び目標に関する記載が不明瞭である
- 6 戦略並びに指標及び目標のうち重要なものについて記載がない

主な課題

- 7 人的資本(人材の多様性を含む)に関する方針、指標、目標及び実績のいずれかの記載がない又は不明瞭である
- 8 人的資本(人材の多様性を含む)に関する指標、目標及び実績が連結会社ベースの記載になっていない
- 9 「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項を有価証券報告書内の他の箇所に記載して参照する場合において、記載上の不備がある
- 10 「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載事項について、公表した他の開示書類等に記載した情報を参照する場合において、記載上の不備がある

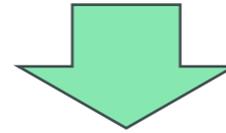
(出所:金融庁「令和6年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」)

【気候基準】

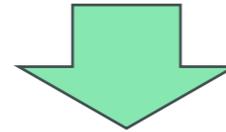
- 気候基準の要求事項
- ISSB基準とSSBJ基準との違い
- GHG情報開示のポイント

気候に関する開示

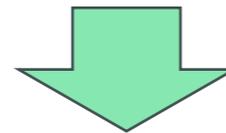
統合報告フレームワーク(IIRC)、TCFD、GRI など



ISSBへの統合(IIRC,TCFD) + シングルマテリアリティ



ISSB基準と整合するSSBJ基準



ISSB基準・SSBJ基準への準拠・対応

気候変動に関する開示状況

		グローバル	日本
ガバナンス	・取締役会による監視体制	64%	66%
	・経営者の役割	44%	63%
戦略	・リスクと機会	62%	68%
	・ビジネス・戦略・財務計画への影響	43%	59%
	・シナリオに基づく戦略のレジリエンスの説明	11%	47%
リスク管理	・リスクを評価・識別するプロセス	36%	59%
	・リスクを管理するプロセス	39%	57%
	・リスクマネジメントの統合	25%	47%
指標と目標	・リスクと機会の評価に用いる指標	71%	62%
	・GHG排出量	66%	65%※
	・リスクと機会の管理に用いる目標と実績	66%	56%

※日本のGHG排出量はScope1,2

気候基準における産業横断的指標等(第46項)

以下の指標について**定量**開示が求められる

- (1) 温室効果ガス排出
- (2) 気候関連の移行リスク
- (3) 気候関連の物理的リスク
- (4) 気候関連の機会
- (5) 資本投下
- (6) 内部炭素価格
- (7) 報酬

(出所:気候基準をもとに筆者作成)

ISSB基準とSSBJ基準との比較①

Scope2におけるロケーション基準とマーケット基準

ISSB基準	SSBJ基準	説明
「スコープ2」の温室効果ガス排出については、ロケーション基準による「スコープ2」の温室効果ガス排出を開示し、また、企業の「スコープ2」の温室効果ガス排出についての利用者の理解に情報をもたらすために必要な契約証書がある場合には、当該契約証書に関する情報を提供する。	スコープ2温室効果ガス排出については、ロケーションに基準によるスコープ2温室効果ガス排出量を開示しなければならない。そのうえで、(1)主要な利用者の理解に情報をもたらすために必要な契約証書に関する情報がある場合には、当該契約証書に関する情報を提供しなければならない。ただし、(1)に代えて、(2)マーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出量を開示することができる。	(1)については、ISSB基準の要求事項と同じである。(2)については、マーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出量は、企業の温室効果ガス排出削減の努力を反映しており、ロケーション基準により測定したスコープ2温室効果ガス排出量とあわせて開示することが主要な利用者にとって有用である等の理由により、選択肢を追加した。

(出所: サステナビリティ基準委員会「SSBJ 基準とISSB基準の差異の一覧」(参考訳)をもとに筆者作成: 赤字菊池)

ISSB基準とSSBJ基準との比較②

ファイナンスド・エミッション

ISSB基準	SSBJ基準	説明
企業は、報告日時点で入手可能な最新版の分類システムを反映した、「世界産業分類基準」(GICS)の6桁の産業レベルのコードを相手方の分類に使用しなければならない。	報告企業は、報告期間の末日において入手可能な、最新の「世界産業分類基準」(GICS)の6桁の産業レベルのコードを用いて、産業別に分解しなければならない。 報告期間の末日において入手可能な、最新のGICSの6桁の産業レベルのコードを用いて産業別に分解したファイナンスド・エミッションの絶対総量及びグロス・エクスポージャーに関する情報は、当面の間、開示しないことができる。この取扱いを適用する場合、その旨を開示しなければならない。	2025年1月のISSBボード会議において、「ISSBは、特定のファイナンスド・エミッションの情報を分解する際に企業がGICSを用いるという要求事項を修正する提案をすることを暫定的に決定した。」(「ISSB Update 2025年1月」)。 SSBJは、本論点に関してISSBが最終的にIFRS S2号を改訂する蓋然性が高いと判断した。適用基準BC19項のとおり、SSBJは、ISSB基準が改訂される場合、SSBJ基準における取扱いの変更を検討することとしている。本取扱いは暫定的な取扱いとなる蓋然性が高いことを認識したうえで、当面の取扱いとしてGICSに基づき分解したファイナンスド・エミッション及びグロス・エクスポージャーに関する情報を要求しないことをSSBJは決定した。

ISSB基準とSSBJ基準との比較③

リスクと機会

ISSB基準	SSBJ基準	説明
<p>企業は、産業横断的指標カテゴリーに関連する次の情報を開示しなければならない。</p> <p>(b) 気候関連の移行リスクー気候関連の移行リスクに対して脆弱 (vulnerable) 資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ</p>	<p>企業は、産業横断的指標等に関連する情報に関連して、気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動に関し、少なくとも次のいずれかの事項を開示しなければならない。</p> <p>(1) 気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ</p> <p>(2) 気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の規模に関する情報</p>	<p>いずれも(1)についてはISSB基準の要求事項と同じである。(2)については、IFRS S2号と全く同じではないものの、IFRS S2号と同じ開示目的を満たす情報の開示を要求している。</p> <p>(2)において「規模に関する情報」としているのは、定量的情報による開示を行うことが望ましいと考えられるものの、企業が表現しようとするものをより忠実に表現できる方法を認めることが適切と考えられたためである。</p>

(出所: サステナビリティ基準委員会「SSBJ 基準とISSB基準の差異の一覧」(参考訳)をもとに筆者作成: 赤字菊池)

温室効果ガスに関するポイント

- 温対法により測定した排出量を開示に用いることは可能であるが、報告期間を財務報告と同じにする必要
- データの優先順位
直接測定・1次データ・忠実に表現する適時データ、検証されたデータ
- バリューチェーン上のデータは、過大なコストや労力をかけずに利用可能かつ最も直近
- Scope3は15カテゴリー別に分解して開示
- 今後の注意点：GHGプロトコルの見直し

(出所：気候基準をもとに筆者作成)

まとめ

- サステナビリティ情報開示のルール化がグローバルに統合する方向で進行中。ただし、今後については不透明感。
- 日本における法定化はほぼ確定。
- 会計の大きな変化と捉えると企業のバウンダリーを拡張する必要。時価総額にかかわらず、対応が求められる。
- 経営・実務面共に、「つながり」・「リスクと機会の識別」が大きな課題
- シングル・マテリアリティで各種プロセスを再構築する必要

参考情報

- サステナビリティ開示基準案 特設サイト

[特設サイトサステナビリティ開示基準案 | サステナビリティ基準委員会 \(ssb-j.jp\)](#)

- 金融庁

[企業情報の開示に関する情報（記述情報の充実）：金融庁](#)

[有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等（サステナビリティ開示等の課題対応にあたって参考となる開示例集を含む）及び有価証券報告書レビューの実施について（令和6年度）：金融庁 \(fsa.go.jp\)](#)

- アナリスト協会ウェビナー「ISSB基準セミナーシリーズ 2023 2024」

[ISSB基準セミナーシリーズ 2023](#)

[ISSB基準セミナーシリーズ 2024](#)

- JPX ESG Knowledge Hub

[JPX ESG Knowledge Hub | 日本取引所グループ](#)

- 公認会計士協会「サステナビリティ・ウェビナーシリーズ」

[サステナビリティウェビナーシリーズ：JICPAセミナー](#)

留意事項

- 当資料は、信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容等は作成時点のものであり、将来の成果を示唆・保障するものではなく、また今後予告なく変更することがあります。
- 当資料の意見にかかわる部分については、作成者個人の見解であり、作成者の所属する合同会社Co-Creat Frontierおよび他の組織の見解を示すものではありません。
- 当資料の全部もしくは一部を第三者へ交付することはご遠慮ください。